

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号
違法行為差止請求事件

原 告 和田廣治 外

被 告 金井 豊 外

5

原告らの立証計画概要

2023年3月16日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

10

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正明



外

原告らは、別紙のとおりの立証を計画している。

15

別紙では、本件訴訟の立証対象・争点のうち、それに対応する証拠方法として、専門家・学者の意見書及び人証を予定しているものの概要を列挙した。

以 上

立証対象・関連する争点		証拠方法の概要
第1 損害	1 回復することができない損害の意義 2 事故発生時の損害の大きさ	専門家・学者の意見書 専門家・学者の意見書 人証：福島第一原発事故被害者
第2 本件原発の危険性	1) 原発事故の危険性（事故の可能性） 1) 地震 ア 基準地震動策定の誤り（震源を特定せねば策定する地震動） 基準地震動策定の誤り（震源を特定して策定する地震動） イ 重要度分類の誤り 2) 原発事故の危険性（損害の大きさ） 1) 避難計画の不備	専門家・学者の意見書 専門家・学者の意見書 専門家・学者の意見書 専門家・学者の意見書 専門家・学者の意見書 人証：本件原発周辺住民 検証：周辺自治体の避難訓練 取締役会議事録（文書提出命令）
第3 本件原発の稼働コスト	1 本件原発の稼働コストの大きさ 2 被告らによるコスト検討の不十分	人証：大島堅一教授 取締役会議事録（文書提出命令）
第4 被告らの対応	本件原発の危険性、コスト等に対する被告らのこれまでの言動	人証：原告本人 以上